「ふくい未来技術創造ネットワーク推進協議会」規約

(名称)

第1条 本会の名称は、「ふくい未来技術創造ネットワーク推進協議会」とする。

(目的)

第2条「最先端技術のメッカづくり基本指針」および「エネルギー研究開発拠点化計画」を 推進すべく、「原子力・エネルギー関連技術」、「先端マテリアル創成・加工技術」、「チ タン・マグネシウム加工技術」、「レーザ高度利用技術」および「バイオテクノロジー」 の各分野における基盤技術を活用し、福井県における新たな産業クラスター形成を目 指すため、本県を中心とする多様な企業群と大学、公設試験研究機関等の連携の下、 本会を設けることにより、県内企業の事業化促進や販路開拓のための産学官連携体制 を整え、産業創出に向けての取組み促進を図る。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、「ふくい未来技術創造ネットワーク推進事業」 として、次の事業を行う。
 - (1) 産学官連携による研究会活動
 - (2) 新商品開発、新事業創出に係る研究開発支援
 - (3) 新商品、新事業に係る販路開拓支援
 - (4) 新商品開発、新事業創出に係る情報提供
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

- 第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する法人および個人とする。
 - 2 本会に入会または本会から退会する時は、「入会申込書」または「退会届」を会長に 提出することとする。

(役員)

- 第5条 本会に、会長および副会長を置く。また、事業推進に係る助言を得るため、参与を 置くことができる。
 - 2 会長は、第6条に規定する総会において会員の中から選任する。また、副会長、参与は会長が指名する
 - 3 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、また、会長の職務を代行する。
 - 5 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 6 役員が任期途中で交代する場合、後任者の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の任期満了までとする。

(総会)

- 第6条 総会は、会員で構成する。
 - 2 総会は、次の事項について決定する。
 - (1) 事業活動に関する事項
 - (2) 会長の選任および解任
 - (3) その他、総会に諮ることが必要な事項
 - 3 総会は、会長が招集し、総会の議長は、会長がこれにあたる。
 - 4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。なお、可否同数のときは議 長の決するところによる。

(企画運営会議)

- 第7条 本会に、企画運営会議を置く。
 - 2 企画運営会議は、総会に附議すべき事項、事業執行に関する事項を決定する。
 - 3 企画運営会議の委員は、会長が指名する。
 - 4 企画運営会議に委員長および副委員長を置き、それぞれ、会長、副会長があたる。 また、委員長の指名により、参与を置くことができる。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、また、委員長の職務を代行する。
 - 6 企画運営会議は、委員長が召集し、企画運営会議の議長は、委員長がこれにあたる。
 - 7 企画運営会議の決定は、第6条第4項の規定を準用する。

(研究会)

- 第8条 本会は、課題を同じくする会員がその課題を解決するための情報収集、検討等を行う場として、研究会を設けることができる。
 - 2 研究会の設置および運営に関して必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第9条 会員は、本会において知り得た会員等の個人情報、機密情報、未公開情報を漏洩してはならない。また、退会後も同様とする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、財団法人若狭湾エネルギー研究センターおよび財団法人ふくい 産業支援センターに置く。

(その他)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、企画運営会議 の承認を得て、会長が別に定める。
- 附 則 この規約は、平成20年7月7日から施行する。
 - 2 本会設立当初の役員の任期については、第5条の規定にかかわらず、平成23年3 月末日までとする。